

# ナチス統治時代におけるライヒ議会の 憲法的地位

— 擬似議会における反代表制の論理 —

加藤 一彦

《目次》

- 一、はじめに
- 二、三つのライヒ議会選挙と選挙の実態
- 三、ライヒ議会の憲法論
- 四、小結

## 一、はじめに

1933年3月24日に議決制定された「民族及び国家の危機を除去するための法律 (Das Gesetz zur Behebung der Not von Volk und Reich)」<sup>1)</sup>いわゆる授権法 (Ermächtigungsgesetz) に基づきライヒ政府が立法権を獲得し、これ以後、ライヒ政府が事実上、ライヒの立法作用を有するに至ったことはよく知られている。ただライヒ議会 (Reichstag) はその後も存続し、ライヒ議会議員選挙も実施され、同時に法律の議決権も行使してきた。先の授権法制定以後、1945年5月8日のドイツ敗戦まで、ライヒ議会は7つの法律を議決した。その内訳は、授権法延長法が2法律<sup>2)</sup>、単体法律の制定としてライヒ改造法 (1934年1月30日)<sup>3)</sup>、ライヒ国旗法 (1935年9月15日)<sup>4)</sup>、ドイツ公民法 (同)<sup>5)</sup>、ドイツの血

---

1) RGBl.1933 I, S. 141.

2) RGBl.1937 I, S. 105.; RGBl.1939 I, S. 95.

3) RGBl.1934 I, S. 75.

4) RGBl.1935 I, S. 1145.

5) RGBl.1935 I, S. 1146.

とドイツの名誉の保護に関する法律（同）<sup>6)</sup>、ダンチッヒ併合法（1939年9月1日）<sup>7)</sup>の総計7法律である<sup>8)</sup>。

ファシズム法制の研究にとって、これら諸法律の内容分析は必要であろう。しかし、筆者の問題関心は、次のところにある。第1に、独裁国家において代表民主制的機関たるライヒ議会は、本来的に不必要あるいは障害となる国家機関であるにもかかわらず、なぜライヒ議会は存続してきたのであろうか。第2に、ナチス政権下のライヒ議会は、逆にどのような役割を期待されていたのであろうか。第3に、ファシズム憲法理論の下、ライヒ議会の地位と権能はどのように把握されていたのであろうか。

そこで本稿では、この疑問に答えるべく次の手法でこの問題を考えることにした。すなわち、第1に、当時の『官報』（RGBl. Teil I.）と選挙データを利用しつつ、それぞれのライヒ議会選挙の方法とその選挙結果を確実に把握することによって、ライヒ議会の実像をまず描き出すことである。第2に、ナチス統治時代に市民的法治国家論から切断されたライヒ議会の憲法理論のあり様を探ることである。換言すれば、当時の代表的なナチス国法学者が、ライヒ議会をどのように捉え直そうとしたのかについて、分析を加えることである。この作業を通じて、ライヒ議会の憲法的性格の意味が、確定できると考えたからである。ここでの論究が、現在の底割れをした21世紀の政治世界において、なぜ代表民主制を再生しなければならないのか、という問題に架橋できればと念じている。

## 二、三つのライヒ議会選挙と選挙の実態

### 1. 1933年3月5日のライヒ議会選挙

1933年の授権法制定後のナチス政権の下、法律制定形式は三種類が併存する。授権法に基づく政府法律（Regierungsgesetz）、従来のライヒ議会が制定してきた議会制定法律（Reichstagsgesetz）、国民投票法（1933年7月14日制定）に

---

6) RGBl.1935 I, S. 1146.

7) RGBl.1939 I, S. 1547.

8) H.Schneider, Das Ermächtigungsgesetz vom 24. März 1933, in: Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte, 1. Jahrgang, 1953, S. 213.

基づく国民投票付託法律 (volksbeschlossenes Gesetz) である<sup>9)</sup>。その内、政府法律は、1933 年/218 法律、1934 年/190 法律、1935 年/149 法律、1936 年-1938 年/各 100 法律 (合計 300 法律)、1940 年-1945 年/64 法律が制定され、ナチス統治時代のほとんどの法律がこれに属する<sup>10)</sup>。これに対し、議会制定法律はこの全期間を通じて先の 7 法律、国民投票付託法律は一度も制定されたことはない<sup>11)</sup>。では、立法権を事実上、放棄させられたライヒ議会は、この間、どのような形で機能していたのであろうか。

まず、前提としてヴァイマル憲法上の選挙制度について通観しておこう。ヴァイマル憲法 22 条 1 項は、「議員は、普通、平等、直接及び秘密選挙において比例代表の諸原則に従い満 20 歳以上の男女によってこれを選出する」と定めていた。本条項を受け 1920 年 4 月 27 日にライヒ選挙法 (Reichswahlgesetz)<sup>12)</sup>が制定された。本法は、その後、幾度も改正されたが、1933 年 3 月 5 日のライヒ議会選挙<sup>13)</sup>の仕組みは次の通りである — なお、この選挙は、ヒットラー首相の手による最初の選挙であり、同時に複数政党が参加できた最後の選挙でもある。

- ①選挙年齢は、20 歳以上のドイツ国民であり (ライヒ選挙法 1 条)、被選挙権は 25 歳以上のドイツ国民である (同 4 条)<sup>14)</sup>。
- ②ライヒ全体は、35 個の選挙区 (Wahlkreis) に分けられ、各政党はそれぞれの選挙区において拘束名簿を提出する。この名簿は、各選挙区共通の名簿でもよい。
- ③最初に各選挙区において 6 万票ごとに 1 議席を配分する (同 30 条)。
- ④剰余票 (Reststimmen) が発生した場合には、あらかじめ決定された 2 つあ

9) E.R.Huber, Der Führer als Gesetzgeber, in: DR., H. 10, 1939, S. 276.

10) Schneider, a. a.O., (Fn.8), S. 213.

11) 加藤一彦「ナチス政権下の国民投票」『現代法学』(2018 年) 35 号 3-24 頁において、3 回の国民投票の実態を分析したことがある。この 3 回とも政府の措置に関する政策決定の国民投票であり、法律制定への公式な国民投票ではない。

12) RGBl.1920 I, S. 627.

13) この選挙の選挙結果データは、Statistik des Deutschen Reichs, Bd., 434, 1935, SS. 142-144. 参照。

14) ライヒ選挙法の簡易な解説として、K-H Seifert, Bundeswahlrecht, 3. Aufl., 1976, S. 15f. 山口定「ワイマル共和国における議会主義政治体制 (一)」『立命館法学』(1958 年) 26-27 頁参照。

るいは3つの選挙区を結合した16個の連合選挙区 (Wahlkreisverband) において6万票ごとに1議席を付与する。

⑤連合選挙区において、さらに剰余票が発生した場合には、国全体のライヒ拘束名簿であるライヒ選挙推薦 (Reichswahlvorschlag) から6万票について1議席、次いで3万票ごとに1議席をさらに配分する (同32条)。但し、連合選挙区において3万票を超えない場合は剰余票として扱わないほか、ライヒ・レベルの剰余票による議席配分数は、選挙区または連合選挙区で獲得した議席の数と同数までとされる。したがって、ライヒ全体で6万票獲得しただけでは議席配分は受けないため、ライヒ選挙推薦は、最終的剰余票の計算時のみに機能する。

以上の法的条件の下では、ライヒ議会の定数は、有権者総数および実際に投票した票数により変動するため、各立法期ごとにライヒ議会の議員数が異なることとなる。このような選挙結果によって議員定数が変動する制度は、「自動システム (automatisches System)」<sup>15)</sup> と呼称される。また拘束名簿式であることから、ライヒ議会選挙制度は、拘束名簿式比例代表自動システムといってもよいであろう。ただし、本稿で論じるナチス一党支配中に行われた3つのライヒ議会選挙に関しては、その時々ライヒ選挙法の諸規定に関し政府法律によって改正が加えられ、①から⑤がすべて妥当するわけではない。もっとも、6万票あたり1議員選出の基本線は、維持され続けている。

1933年3月5日に行われた複数政党が参加できた最後のライヒ議会選挙を例に、当時の比例代表制の作用を通観してみよう<sup>16)</sup>。

以上のように、各党とも選挙区 (Wahlkreis) において多くの当選者を出し、剰余票は連合選挙区 (Wahlkreisverband) では47人、ライヒ選挙推薦 (Reich-

[人口数/有権者数]

人口数	有権者総数	投票者総数	投票率
6241万0619人	4466万4825人	3965万8310人	88.8%

15) Seifert, a. a.O., (Fn.14), S. 15.

16) Statistik des Deutschen Reichs, Bd., 434,1935, SS. 142-144. を利用し作表した。

〔各党の当選人数〕

	選挙区当選人数 Wahlkreis	連合選挙区当選人数 Wahlkreisverband	ライヒ選挙推薦当選人数 Reichswahlvorschlag	各党当 選人数
ナチス党	270 人	0 人	18 人	288 人
社会民主党	100 人	13 人	12 人	125 人
ドイツ共産党	61 人	12 人	8 人	81 人
中央党	60 人	7 人	7 人	74 人
ドイツ国家人民党	34 人	11 人	7 人	52 人
バイエルン人民党	16 人	0 人	2 人	18 人
その他の小政党	1 人	4 人	4 人	9 人
ライヒ議会当選人総計	542 人	47 人	58 人	647 人

swahlvorschlag) では 58 人が当選し、剰余票が活用されていることがわかる。当時の比例代表制が、数学的に比例性を確保した完全比例代表制と呼ばれる所以である。

## II. 1933 年 10 月 14 日ライヒ議会解散と 11 月 12 日ライヒ議会選挙

### (1) ライヒ議会解散の経緯

1933 年 11 月 12 日のライヒ議会選挙は、国民投票法（1933 年 7 月 14 日／政府法律）1 条 1 項に基づくジュネーブ軍縮会議及び国際連盟からの離脱の賛否を問う国民投票と同日に行われた。なお、国民投票の投票結果は、賛成 95.1% である<sup>17)</sup>。

まずこれに先立ち 1933 年 3 月 5 日の選挙に勝利したヒットラー首相は、再度、連立政権を作り政権を維持した。3 月 23 日には、ヒットラー首相の願望であった授權法（Ermächtigungsgesetz）を制定させ、ナチス独裁の法的基盤を構築した。

ヒットラー首相は、10 月 14 日にライヒ議会を解散した。すでにこの時期には、政党設立禁止法<sup>18)</sup>が制定され、1933 年 3 月 5 日のライヒ議会で議席を獲得

17) この国民投票結果のデータについては、加藤・前掲論文（註 11）9-11 頁参照。

18) RGBl.1933 I, S. 479. なお、条文の翻訳は、高田敏 初宿正典編訳『ドイツ憲法集〔第 7 版〕』（信山社、2016 年）による。以下、同書に所収されている法律は、同書翻

していた各政党は解党に追い込まれ、ナチス党のみが政党として存在している状況であった。同法1条が「ドイツにおいて存在する唯一の政党は、民族社会主義ドイツ労働者党である」と定め、現況を確認する規定を置き、同2条において新党結成行為自体が、刑罰対象となることも定めていた。

ナチス独裁体制が確立して間のない時期に、国民投票と同日にライヒ議会選挙を行う意図は、ナチス党と一体化した政府を国民意思によって正当化させる点にある。そのことは、ライヒ議会の解散の説明文に明白に表れている。すなわち、1933年10月14日、ヒットラー首相はヒンデンブルク大統領の権限を用いて、次のような命令(Verordnung)を発した。

「国民(Nation)の現在の運命を決する問題に対処し、政府と国民との紐帯を明らかにする機会をドイツ国民に与えるため、私はヴァイマル憲法(Reichsverfassung) 25条を根拠にライヒ議会を解散する。

1933年10月14日、ベルリン。ライヒ大統領ヒンデンブルク ライヒ首相アドルフ・ヒットラー 内務大臣フリック」<sup>19)</sup>。

また同日、次の文面の「ライヒ議会の新選挙に関する命令」も発せられた。

「1924年3月6日のライヒ選挙法6条(RGBL I S. 159.)を根拠に次の命令を発する。ライヒ議会のための総選挙(Hauptwahlen)は、1933年11月12日にこれを行う。

1933年10月14日、ベルリン。ライヒ大統領ヒンデンブルク 内務大臣フリック」<sup>20)</sup>。

## (2) ライヒ議会の選挙過程と結果

1933年のライヒ議会選挙は、次の方式で行われた。特徴点を列挙しておこう。

- ①選挙執行は、前述した1933年3月5日のライヒ議会選挙と基本的に同様であり、したがって6万票1議席、剰余票再配分式の拘束名簿式比例代表自動システムである。
- ②候補者の拘束名簿作成に関しては、ナチス党のみが35個の選挙区推薦

---

訳による。

19) RGBL.1933 I, S. 729.

20) Ibid.

図 1



出典：Statistik des Deutschen Reichs, Bd., 449, 1935, S. 4.

(Kreiswahlvorschlag) 及び 1 個のライヒ選挙推薦 (Reichswahlvorschlag) を提出することができる。いわゆる「統一名簿 (Einheitsliste)」式である<sup>21)</sup>。

③この統一名簿は、全選挙区共通である。

④投票用紙は、ナチス党の名称のほか、名簿順位 1 位 (ヒトラー) から 10 位までの個人名が記載され、丸欄に「<sup>クローツ</sup>×」のみを記入する方式である。つまり、有権者は統一名簿を信任するか否かの選択権しかない (図 1 参照)。

⑤名簿順位 11 位以下 439 位までは、35 個の各選挙区 (Wahlkreis) 候補者がアルファベット順に登載され、439 位から 685 位までは改めてアルファベット順に登載されている。なお、ナチス党以外の者も、この統一名簿に登載されている。もちろんヒトラー首相が承認した人物に限定される。例えば、副首相を務めているパーペン元首相は名簿順位第 9 位である (但し、パーペンはライヒ選挙区からの当選である)。そのほか、親ナチス党的な人物で利用価値のある他党出身者合計 22 名が統一名簿に登載されている<sup>22)</sup>、これら 22 名は所詮「党の

21) Statistik des Deutschen Reichs, Bd., 449, 1935, S. 3. 尚、選挙結果の概括データは、S. 8. 参照。

22) P.Hubert, Uniformierter Reichstag, 1992, S. 348.

部外者 (Gäste der Partei)<sup>23)</sup>にとどまる。

統一名簿に対する選挙結果は、次の通りである<sup>24)</sup>。

人口数	有権者総数	投票者総数	投票率	統一名簿賛成数	同意率
6521 万 8461 人	4517 万 8701 人	4305 万 3473 人	95.3%	3965 万 5224 票	92.1%
選挙区推薦 当選者数	ライヒ選挙区 推薦当選者数	ライヒ議会 当選者総数			
645 人	16 人	661 人			

この選挙結果に基づいて、国民がナチス政権の政策を信任したとしてナチス政府は、政府法律である「党及び国家の統一を確保するための法律」<sup>25)</sup>を 1933 年 12 月 1 日に議決した。同法 1 条 1 項は、「民族社会主義革命が勝利を収めた後、民族社会主義ドイツ労働者党は、ドイツ国家思想の担い手となり、国家と不可分に結合しているものとする」、同 2 項は、「民族社会主義ドイツ労働者党は、公法上の団体とし、その党規約は、総統がこれを定める」と定め、ナチス党が国家を支配する法構造が完結した。これによってナチス党は真に国家と一体化した公法上の地位を獲得するに至った。

加えて、翌 1934 年 1 月 30 日、ライヒ議会は、満場一致 (einstimmig) によりライヒ改造法を議決した。本法の前文では、先のライヒ議会選挙と同日に行われた国民投票の結果を踏まえ、「ドイツ国民が一切の内政上の限界及び対立を超えて、不可分の内的統一体にまでに結合したことを証明した」と謳っている。なお、本法がライヒ議会制定法であるのは、本法が憲法改正に必要な要件を満たした法律 (verfassungsändernde Gesetzgebung, 憲法改正法律) として制定され

23) R.Kluge u. H.Krüger, Verfassung und Verwaltung im Großdeutschen Reich, 3. Aufl., 1941, S. 238.

24) a. a.O., (Fn.21), S. 8. なお、1933 年 11 月選挙はヴァイマル憲法制定後から数えれば、第 9 立法期 (Wahlperiode) に相当する。しかし、1933 年 3 月選挙が第 1 立法期、同 11 月選挙が第 2 立法期として新規に数え直されている。また、後出する 1936 年選挙は第 3 立法期、1938 年選挙は第 4 立法期 (最後の立法期) となる。ヴァイマル憲法体制と切断されたナチス統治が新しい憲法として捉えられた結果であろう。この点については、Verhandlungen des Reichstags, 3.Wahlperiode 1936, Bd., 459. の冒頭表紙の脚註参照。

25) RGBl.1933 I, S. 1016.



たからである<sup>26)</sup>。本法制定によって各ラントは政府の従属下に置かれ、これによってドイツが連邦国家であることは終わった。翌2月14日、ライヒ参議院廃止法<sup>27)</sup>が政府法律として制定されたのは、ラントの政治的役割の終焉を象徴している。

また、ナチス党と国家の一体化は、当然、ライヒ議会選挙におけるナチス党の統一名簿についても影響を与えた。すなわち、1934年7月3日にライヒ選挙法5条に定める通常の議席喪失の規定は改正され、同条6項が新設された。同6項は「ライヒ議会の会派からの脱会 (Austritt) または除名 (Ausschluß)」も議席喪失の要件であると定めた<sup>28)</sup>。本規定の新設によって、ライヒ議会ではナチス党会派 (nationalsozialistische Fraktion des Reichstags) のみが存在し、ライヒ議会議員のナチス党による強制委任が確立したのである。

1935年に入ると、ライヒ議会は三つの法律を制定している。前出したライヒ国旗法 (1935年9月15日)<sup>29)</sup>、ドイツ公民法 (同)<sup>30)</sup>、ドイツの血とドイツの名誉の保護に関する法律 (同)<sup>31)</sup>であり、特に後二法はニュルンベルク法と呼称される。この通称は、1935年9月10日から16日に開催された第7回ナチス党党大会 (大会名は「自由 (Freiheit)」) が恒例のニュルンベルクで開催され、これに合わせ15日にライヒ議会もこの地において招集され、それぞれ満場一致にて議決されたことによる<sup>32)</sup>。

また同日、ライヒ議会では重要な議決がされている。すなわち、フリック議員兼内務大臣より、ライヒ議会議事規則はナチス議会にとって陳腐化したことを理

---

26) ライヒ改造法4条は、「ライヒ政府がラントの新憲法 (Verfassungsrecht) を制定することができる」と規定している。RGBl.1934 I, S. 75.

27) RGBl.1934 I, S. 89.

28) RGBl.1934 I, S. 530.

29) RGBl.1935 I, S. 1145. 本法2条において「ライヒの旗及び国の旗は、ハーケンクロイツ旗とする。同旗は、同時に商船旗とする」と定められ、旗の色彩は「黒・赤・白」(同1条)とされた。

30) RGBl.1935 I, S. 1146.

31) RGBl.1935 I, S. 1146.

32) この三法が掲載されている『官報』(RGBl.1935 I, S. 1145.; RGBl.1935 I, S. 1146.)の文末には「ニュルンベルク、1935年9月15日、自由の全国党大会 (Reichsparteitag) にて」と記載されている。

由に廃止が求められ、全会一致でこれを承認した。これ以後、「新議事規則が制定されるまでの間、ライヒ議会議長が自由裁量に基づき議事を行う」ことが議決された<sup>33)</sup>。当時の議長はゲーリング (H.W.Göring) である。

### III. 1936年3月7日ライヒ議会解散と3月29日ライヒ議会選挙

#### (1) ライヒ議会解散の経緯

1935年10月、イタリア軍はエチオピアに軍事侵攻した。これに対し、国際連盟はイタリアに対し、経済制裁を課したが、イギリスとフランスが一致した行動をとれず、事実上、国際連盟の経済制裁は機能しなかった。この国際情勢を利用し、ヒットラー首相は、ラインラント地域への軍事侵攻、再武装を計画し、1936年3月7日、ドイツ国防軍はラインラントに軍事侵攻した<sup>34)</sup>。フランスが支配していたこの地域への軍事侵攻は、ドイツにとっては主権の回復と国民の名誉回復を意味していた。軍事侵攻した当日、ヒットラー首相は、「ライヒ議会の解散及び新選挙に関する総統兼ライヒ首相の命令」を発した。この文書の文面は、次の通りである。

「現況に鑑み、国民の名誉とライヒの主権を回復するための確固たるこの3年間の政策について、国民の同等な権利と義務をもつべき真の和解と合意を希求する建設的努力を払いつつ、国民の厳粛な投票に委ねる機会をドイツ国民に付与することを望み、私は1936年3月28日までにライヒ議会を解散する。ライヒ議会のための新選挙は、1936年3月29日日曜日にこれを行う。

1936年3月7日、ベルリン。総統兼ライヒ首相 アドルフ・ヒットラー 内務大臣フリック」<sup>35)</sup>。

#### (2) ライヒ議会の選挙過程と結果

3月29日のライヒ議会選挙の執行方法は、以下の通りである<sup>36)</sup>。

33) Verhandlungen des Reichstags, 9.Wahlperiode 1933, Bd., 458,6.Sitzung 15.09.1935, S. 57.

34) 林健太郎編『ドイツ史〔新版〕』(山川出版、1977年)440-441頁参照。

35) RGBl.1936 I, S. 133.

36) Statistik des Deutschen Reichs, Bd., 497,1937,S. 7

- ①選挙形式は、前回の選挙と基本的には同じであり、拘束名簿式比例代表自動システムであり、比例代表名簿のあり方も統一名簿である。
- ③名簿順位第1位は、ヒットラーであり、主たる幹部の順位は上位にある。下級党幹部は第60位以下にアルファベット順に記載されている。
- ④選挙区は、35個の選挙区推薦と1個のライヒ選挙推薦であることは、従来と同一である。
- ⑤投票用紙は、ヒットラーの氏名のみ大きく印字され、残余6名の党幹部、ヘス（総統代理）、フリック（国務大臣）、ゲーリング（国務大臣）、ゲッペルス（国務大臣）、テアボーベン（大管区指導者）、フローリア（大管区指導者）の氏名は同じ大ききで列挙されている（図2参照）。
- ⑥各選挙区において発生した剰余票は、今回は連合選挙区において利用したが、今回はライヒ全体のライヒ選挙推薦のみにおいて集計することとした<sup>37)</sup>。すなわち、35個の選挙区推薦において6万票1議席として計算した後、各選挙区推薦の剰余票を総計し、その総数を下に6万票1議席をライヒ選挙区推薦からの当選者数とした。具体的に言えば、各選挙区推薦の剰余票の総数102万2458票を6万で除した17の値が、ライヒ選挙区推薦からの議席数となる。

統一名簿に対する投票結果は次の通りである<sup>38)</sup>。

人口数	有権者総数	投票者総数	投票率	統一名簿賛成数	同意率
6602万9450人	4545万5217人	4500万2702人	99.0%	4446万2458票	98.8%
選挙区推薦 当選者数	ライヒ選挙区推 薦当選者数	ライヒ議会 当選者総数			
724人	17人	741人			

この選挙によって741名が選挙されたが、「党の部外者（Gäste）」は18名当選している<sup>39)</sup>。もちろん、前回同様、ヒットラー首相の承認が与えられ統一名簿に登載が許された者たちであるが、ライヒ選挙法5条6項によってナチス会派の所属は義務づけられている。

この選挙後、ライヒ議会は、1937年1月30日に久しぶりに法律を制定して

37) Ibid., S. 4.

38) Ibid., S. 7

39) A.Köttgen, Vom Deutschen Staatsleben, in: JöR., Bd.24/1937,S. 75.

図 2



出典：Statistik des Deutschen Reichs, Bd., 447, 1937, S. 3.

いる。授權法延長法律である。本法は、1 箇条のみの簡易な法律である。「1 項 1933 年 3 月 24 日の民族及び国家 (Reich) の危難を除去するための法律の継続的効力は、1941 年 4 月 1 日までとする。2 項 1934 年 1 月 30 日のライヒ改造法は、維持される」<sup>40)</sup>と定め、ナチス憲法の根本法律である授權法は満場一致にて 4 年間延長された。これによって、ナチス支配の継続性が確保されたのである。

#### IV. 1938 年 3 月 18 日ライヒ議会解散と 4 月 10 日のライヒ議会選挙

##### (1) ライヒ議会解散の経緯

オーストリア併合を狙っていたヒットラー首相は、オーストリアの親ドイツ派の内相ザイス＝インクヴァルトを新首相に任命すべくオーストリアに要求し続け、ザイス＝インクヴァルトが首相に就任した。ヒットラー首相はオーストリア首相の要請があったことを理由に、12 日ドイツ軍をオーストリアに侵攻させた。ヒ

40) RGBl.1937 I, S. 105.

ットラー首相は、この併合を合法となるようミク拉斯大統領に要求したが、彼はこれを拒み、13日に大統領は辞任した。そこでザイス＝インクヴァルト首相が併合の法律議決の署名を行い、翌14日ヒットラー首相はウィーンに凱旋した。ヒットラー首相は、オーストリア併合の是非がオーストリア及びドイツにおける国民投票で決せられるべきと考え、併合政策に関しその外観的民主的正当性を確保しようとした。ヒットラー首相は、オーストリア併合後の3月18日、「国民投票並びにライヒ議会の解散及び新選挙に関する総統兼首相の命令」を発した。文面は以下の通りである。

「1項 ドイツ国民全体として、オーストリアをドイツに併合することを通じて創出された大ドイツ民族国家 (großdeutschen Volksreich) について、これを支持する機会をドイツ国民に与えることを望み、私は、次のことを命じる。1938年3月13日にすでに実施したオーストリアのドイツ国への併合に関して、当該国民投票をオーストリア及びその他のライヒ地域においてこれを行う。同時に私は、オーストリアにおけるドイツ同胞が、大ドイツライヒ議会に代表を選出できるよう1938年4月9日までにライヒ議会を解散する。

2項 国民投票及び大ドイツ国民国家のライヒ議会選挙は、1938年4月10日曜日にこれを行う。

1938年3月18日、ベルリン。総統兼ライヒ首相 アドルフ・ヒットラー 内務大臣 フリック」<sup>41)</sup>。

## (2) ライヒ議会の選挙過程と結果

国民投票と同時に行われ<sup>42)</sup>結果的に最後のライヒ議会選挙となるこの選挙は、従前の選挙制度とはかなり異なり、逆にシンプルな比例代表選挙制度に変更された。先の総統兼首相命令と同日に政府法律として議決されたライヒ議会選挙法<sup>43)</sup>によって、選挙区推薦は廃止され、すべて全国単位のライヒ選挙区推薦に統一された。そこで、1938年の選挙は、次の形式により行われた。

41) RGBl.1938 I, S. 257.

42) この国民投票結果のデータについては、加藤・前掲論文(註11)13-14頁参照。ドイツ側では賛成票は、99.01%、オーストリア側では99.73%である。

43) RGBl.1938 I, S. 258.

図 3



出典：Statistik des Deutschen Reichs, Bd., 531, 1939, S. 3.

- ①選挙区は、ドイツ地域では従前通り 35 個であり、オーストリアは 1 個である。
- ②選挙区推薦は全て廃止され、ライヒ選挙区推薦に一本化された。これによって剰余票の再計算は不要となった。
- ③全地域の立候補者数は、1719 名である。
- ④総議席数は、全有効同意票数に 6 万票を除いた数である。自動システムは維持されている。当選者は、合計 36 個の選挙区ごとに配分・決定される。
- ⑤投票用紙は、国民投票とライヒ議会選挙の 2 つが一体化した書式である（図 3 参照）<sup>44)</sup>。そこには、「Ja」（賛成）の丸欄が中央に大きく印字され、「Nein」（反対）の丸欄は右下にその半分の大きさと印字されている。
- ⑥投票用紙の記載は、「1938 年 3 月 13 日に実施されたドイツ国へのオーストリア国併合を諸君は同意し、我らが総統アドルフ・ヒットラーの名簿のために投票をするか」とある<sup>45)</sup>。従来、ライヒ議会選挙の投票用紙には、政党名と僅かな候補者名が記載されていたが、今回は、「我らが総統アドルフ・ヒットラーの名簿

44) Statistik des Deutschen Reichs, Bd., 531, 1939, S. 3

45) Ibid.

(die Liste unseres Führers Adolf Hitler)」しか記載されていない。

1938年4月10日の選挙結果は次の通りである<sup>46)</sup>。

〔ドイツ側〕

人口数	有権者総数	投票者総数	投票率	統一名簿賛成数	同意率
6602万9448人	4514万9952人	4496万4005人	99.59%	4445万1092票	99.01%

〔オーストリア側〕

人口数	有権者総数	投票者総数	投票率	統一名簿賛成数	同意率
676万0233人	442万9772人	441万6809人	99.71%	439万9191票	99.73%

〔総計〕

人口数	有権者総数	投票者総数	投票率	統一名簿賛成数	同意率
7278万9681人	4957万9724人	4938万0814人	99.60%	4885万0283票	99.08%
総議員数					
814名					

1938年には、もう一度ライヒ議会選挙が行われている。1938年9月29日／30日にミュンヘンにおいてチェコスロバキアのズデーテン地方に対するドイツの割譲要求が議論された。ドイツ、イギリス、フランス、イタリアの4カ国が話し合い、イギリス、フランス政府はドイツの要求を受け入れ、ドイツのズデーテン併合が合意された。早速、ドイツ政府は、ドイツ系が多く居住するズデーテン地域を併合した。そこで新たにドイツの領土となったズデーテン地域に限定して、1938年12月4日に「大ドイツライヒ議会のための補充選挙」を実施することにした。この選挙の特徴点は、以下の通りである。

- ① 4月に行われた選挙方式と同一である。
- ② 6万票に1議席を付与する名簿式比例代表自動システムである。
- ③ 投票用紙は、すでに国民投票が終わっているため、補充選挙用1枚である。
- ④ しかし、ライヒ議会選挙であるにもかかわらず、ズデーテン併合の賛否を事実上、新ドイツ国民に問う記載がなされている。投票用紙には次の記載がある（図

46) Ibid., S. 9.

図 4



出典：Statistik des Deutschen Reichs, Bd., 531, 1939, S. 5.

4 参照)<sup>47)</sup>。

「我らが総統アドルフ・ヒットラーに対しズデーテン地域の解放者であることを諸君は告白するか、また諸君は民族社会主義ドイツ労働者党の選挙推薦に自己の票を投じるか」。

⑤投票用紙には、「本選挙推薦は、以下の氏名を首脳として列挙する」と記載され、1. A. ヒットラー、2. K. ヘンライン（ズデーテン出身）、3. K.H. フランク（同）のみが列挙されている。記載の丸欄は、「Ja」欄のみが中央に大きく描

47) Ibid., S. 5.



かれている。

この補充選挙の結果は次の通りである<sup>48)</sup>。

[ズデーテン補充選挙]

人口数	有権者総数	投票者総数	投票率	統一名簿賛成数	同意率
364万 5399人	253万 5924人	250万 0961人	98.62%	246万 7936票	98.90%
議員数					
41名					

12月選挙の結果を受けて、新たに41名が加わり855名からなるライヒ議会が構成され、翌1939年1月に新たな立法期が始まった。1月30日に新立法期が選挙日に始まったことを政府法律で公示し<sup>49)</sup>、同時に同日、ライヒ議会は授権法の再延長の議決を満場一致で議決した<sup>50)</sup>。この授権法再延長法によれば、授権法の効力は「1943年5月10日まで」とされた。

1939年9月1日、ライヒ議会は最後のライヒ議会制定法を議決している。それは、第2次世界大戦の引き金となったドイツによるポーランド領ダンチヒ(グダニスク)の割譲である。同日、ライヒ議会は「自由都市ダンチヒをドイツライヒに併合する法律」<sup>51)</sup>を満場一致により議決した。同法1条は、「自由都市ダンチヒの国家元首によって発せられたドイツへの併合に関する国家基本法律(Staatsgrundgesetz)は、本官報をもってライヒの法律とする」と定め、同1項は「自由都市ダンチヒの憲法(Verfassung)は、直ちに効力を失う」、「2項 一切の立法権及び執行権は、排他的に国家元首により行使される」、「3項 自由都市ダンチヒは、直ちにその地域及び国民とともにドイツライヒの一構成要素を形成する」<sup>52)</sup>と規定している。これによってダンチヒは、完全にポーランドからドイツ支配下に置かれたのである。

ダンチヒ併合後、ライヒ議会選挙の補充選挙、また全体としてのライヒ議会

48) Ibid., S. 10.

49) RGBl.1939 I, S. 95.

50) RGBl.1939 I, S. 95.

51) RGBl.1939 I, S. 1547.

52) Ibid.

選挙も実施されなかった。ダンチヒ併合によって、第2次世界大戦がはじまり、選挙どころではないという実質的理由があったからである。本来、ライヒ議会議員任期が4年である関係上、前回選挙からの4年目にあたる1943年1月までにはライヒ議会選挙を行う必要があった。しかし、この段階では、ライヒ議会選挙を行う戦況ではなかったために、政府は苦肉の策としてライヒ議会立法期の延長を検討せざるを得なかった。そこで政府は、ライヒ議会立法期の延長法を企図したが、しかし、それ以前にライヒ議会は、法律制定機関としての役割を放棄する重要な決定を下している。

ライヒ議会は、1942年4月26日に決議（Beschluß）を議決した。この決議は、ライヒ議会議長が立法権を事実上放棄し、今後は総統の決定にすべてを委ねるといふおおよそ議会議会として存在する価値がないことを告白する異常な内容となっている。この「1942年4月26日の大ドイツライヒ議会の決議」の文面は以下の通りである。

「大ドイツライヒ議会は、1942年4月26日の会議にて、ライヒ議会議長の提案に基づき総統による演説において要求された諸権利に関し、これを満場一致により次の文面の決議を確認した。

総統が、戦時の現況に鑑み、ドイツ国民が存亡をかけた戦闘をしているさなか、勝利の獲得あるいは勝利の貢献に資する一切の行動を執る権利を有することを国民に求めることは、自明である。総統はこれにより——既存の諸規定に拘束されることなく——自己の権限により、また国民の総統として、軍事権の最高指揮官として、政府の長として、執行権の最高保持者として、最上級の裁判官として、党の総統として、必要となるときは全ドイツ国民に対し——彼らが一兵卒であろうと将校であろうと、また下級・上級官吏であろうと、政党の指導的立場にある者であろうと、労働者・給与所得者であろうと——ドイツ国民に課せられた義務の履行のために総統自身による適切な最終的手段を行使し、並びにこの義務を履行していないと目されるときは、良心の判断に基づき国民の既得権を考慮することなくその者に当然な贖罪を科し、特段、明文規定を適用することもなく、その者の序列及び地位を剥奪する権利を有する。

総統の委託により、本決議は本文書をもって公示する。

1942年4月26日、ベルリン。ライヒ大臣兼ライヒ官房長「ラマース博士」<sup>53)</sup> ヒットラー首相が望んだ「法律の形式の装いをもたない憲法原則」<sup>54)</sup>としてのこの決議は、ヒットラー支配をさらに強化した。ヒットラー首相の言葉それ自体が法となり、一切の国家行為を一人の人間によって測定し、すべての人間を自由に処理できる法構造が、ライヒ議会によって支えられたのである。ライヒ議会は、これ以降、開催されることなくその役割を終了した<sup>55)</sup>。

1943年1月25日、ライヒ政府は戦況に鑑みライヒ議会それ自体の立法期について延長法律を議決した。すなわち、「大ドイツライヒ議会の立法期（Wahlperiode）の延長に関する法律」<sup>56)</sup>である。本法は次のように定める。

「1項 現に存在するライヒ議会の立法期は、1947年1月30日まで延長する。

2項 内務大臣は本法施行のため必要なる法規及び行政法規を発する。

総統／司令部（Führer-Hauptquartier）1943年1月25日」。

この延長法律によって、ドイツ敗戦までライヒ議会の選挙は実施されなくなった。加えて、1933年授権法は、1943年5月10日の総統布告（Erlaß des Führers）により無期限に延長された<sup>57)</sup>。独裁ナチス政体は、この段階においてライヒ議会の存在自体を消去したのである。独裁制と代表制・議会の存在自体が並存し得ないことを証明したといえる。

### 三、ライヒ議会の憲法論

#### 1. ライヒ議会の選挙と解散の意味

ナチス国家においてもライヒ議会は、ヴァイマル憲法20条乃至40条に依拠

---

53) RGBl.1942 I, S. 247.

54) Hubert, a. a.O., (Fn.22), S. 190. この決定は、「ナチス国家の憲法としての効力を有する」と把握されたといわれている。この点については、俵静夫『ナチス国家の理論』（有斐閣、1945年）177頁参照。

55) Reichstagsprotokolle der Verhandlungen des Reichstags, 4. Wahlperiode 1939, Bd., 460, 8. Sitzung 26. 04. 1942. が公式議事録の最終巻である。

56) RGBl.1943 I, S. 65.

57) 加藤一彦「ナチス憲法としての授権法」藤野美都子 佐藤信行編集『植野妙実子先生古稀記念論文集 憲法理論の再構築』（敬文堂、2019年）85-102頁において、授権法の制定・延長手続の経緯について分析しておいた。

し、その存続が許容されていた。だがそれは、「ナチスライヒの法的展開とこれを支配する総統原理によって無用であるとはされない限りにおいてである。フリック内務大臣がプレスの代表者に語ったように、総統兼首相の意思に基づいてライヒ議会は今も存続しているだけである。ライヒ議会は、総統兼首相が重大な内外の政治的な運命を決する問題を国民に教示し、決断を下すフォーラムの場である」<sup>58)</sup>。ライヒ議会の存在自体が総統の意思のみに依存し、1945年5月の敗戦まで公式に廃止されなかったのは、ライヒ議会がナチス統治の障害物にならず、むしろヒットラー首相の意思に合致した国家機関としてその役割を十分果たしたからである。

ライヒ議会選挙に関していえば、次のことが指摘できる。1933年11月12日以降3回のライヒ議会選挙は、ナチス党一党のみが提出できる統一名簿に基づく比例代表選挙であった。統一名簿には総統の信任を受けた者たちだけが登載された。当然そこでの選挙は、人物と政策を決定する意味はなく、「総統の思想の基本原則に同意するか否か、ヒットラーのナチス運動による指導に同意するか否か、これを信任するか否か」<sup>59)</sup>だけが国民に与えられた選挙としての選択肢であった。各選挙結果は、予想通りドイツ国民の約90%以上が「同意」の意思を示し、ヒットラー首相の政治姿勢に国民はアクラマティオを与え続けた——3回の国民投票とともに。

ナチス国法学からすれば、そうした選挙こそナチス統治の主目的と合致する。というのも、あの3回の選挙は、複数政党制を前提とする政党国家 (Parteienstaat) の形成の手段ではなく、「政党国家を克服した新しいもの」<sup>60)</sup>を生み出したからである。この選挙手法によって「国家権力は国民より発する」という命題は、真に現実化した。「国家と国民は、この運動と国家を担う政党によって統一体となったからである」<sup>61)</sup>。

節目毎にヒットラー首相への同意権をライヒ議会が行使するのであれば、ドイ

58) O.Meisner u. G.Kaisenberg, Staats- und Verwaltungsrecht im Dritten Reich, 1935, S. 87.

59) Kluge u. Krüger, a. a.O., (Fn.23), S. 238.

60) Meisner u. Kaisenberg, a. a.O., (Fn.58), S. 88.

61) Ibid.

ツ国民もこれに協賛する役割が期待される。その協賛確認手段が、ライヒ議会選挙と国民投票である。国民投票は、ヒットラー首相の任意の意思に基づき問題設定から選挙日までを決定することができる<sup>62)</sup>。

またライヒ議会選挙の実施と実際の投票日の決定が、ヒットラー首相の権限の外に置かれれば、国民によるアクラマティオの効果は半減してしまう。そこで、ライヒ議会の選挙をナチス支配の正当性と結びつけるには、ライヒ議会選挙の実施日が自由に設定され、しかもライヒ議会選挙が短期間において実施され、これを通じてライヒ議会自体がナチスを支持する組織体として描かれることが不可欠である。というも、ライヒ議会選挙によって国民を動員し、議会解散から選挙時まで国民を運動主体として利用し尽くすことが必要だからである。ヒットラー首相が1933年1月30日の政権を獲得してから1938年まで、4回もライヒ議会の解散したのは、必然的であった。意識的にナチスに迎合する民意をライヒ議会に供給し、ナチス支配の正当性を国民に見せつけることが不可欠だったからである。

では、ナチス国法学は、ライヒ議会の解散をどのように描いたのであろうか。『大ドイツライヒの憲法』<sup>63)</sup>を著したC.シュミットの弟子E.R.フーバー<sup>64)</sup>は、次のように議会解散の意味変化を指摘している。ヴァイマル憲法の大統領制的議院内閣制の下では、ライヒ大統領がライヒ議会の解散する権能を有する(同憲法25条1項)。ライヒ大統領によるこの議会解散権限は、野党が多数派を占めるライヒ議会に対抗するための手段であり、議会制原理に対するプレビシットの修正権を意味していた。しかし、ナチス統治の下では、解散権は全く別の意味をもってきた。ライヒ議会解散権は、「国民を政治的に動員し、政治的投入をもたらすための総統に付与された手段に属する。そこで総統とライヒ政府の背後に糸乱れぬライヒ議会が成立しているときでさえも、解散は必要ならば行われる。そ

62) 加藤一彦・前掲論文(註11)9-15頁に3回の国民投票のデータと投票用紙の見本を掲載しておいた。

63) E.R.Huber, Verfassungsrecht des Großdeutschen Reiches, 2. Aufl., 1939.

64) フーバーの本格的な研究として、菟原明『変革期の基本権論』(尚学社、1991年)が最も重要な作品である。同書は、フーバーの基本権論がナチス法学に接近する論理をもつことを明らかにしている。但し、同書の記述は1933年前の議論に集中している。フーバーの略歴については、同344-353頁参照。

の点、1933年10月14日のライヒ議会の解散が注目される。1933年3月5日に選挙されたライヒ議会が、1933年10月の対外的政治的緊張があるさなか、ライヒ政府の後ろ盾になっていたにもかかわらず、ライヒ議会が解散されたことは何ら問題はない<sup>65)</sup>。そのことは、前出した解散宣言の文言に明確に現れている。いずれもヒットラー首相の解散事由が、ヴァイマル憲法25条1項に該当せず、「首相の自由な解散権」を下に、解散が許容されたからである。

またフーバーは、ヴァイマル憲法25条1項が、同一事由による解散は1回に限定している規定も無意味だと指摘する。この規定は議会制と不可分なライヒ議会の保護のための規定であるが、今日のライヒ議会の解散はライヒ議会に対する闘争のためにあるのではなく、「国民に新たな固有の政治的態度表明をさせるためにライヒ議会との一致を求めて計画されているからである。したがって総統の解散権は無制限である」<sup>66)</sup>。

## II. ライヒ議会議員の法的地位

ライヒ議会が前述した政府に服従する国家機関としてのみその存在が許されるということになれば、当然、ライヒ議会議員の法的地位もヴァイマル憲法21条における全国民の代表者の地位とは異質となる。その点、O. マイスナー／カイゼンベルクの共著では、同21条1項に定める「全国民の代表者 (Vertreter des ganzen Volkes)」の意味を次のように再構成する。すなわち「ナチス指導原理に対応して各議員は、総統に対する無条件の忠誠を守る限りにおいて、ライヒ議会の構成員であり続けることができる。議員が忠誠義務を侵害する場合には、議員はライヒ議会会派から除名される。この除名をもって、議員は自己の議席を失う」<sup>67)</sup>と把握する。

こうした理解について、フーバーは、もっと先鋭的な議論を展開している。1933年11月選挙以後のライヒ議会では、全ての議員が一つの会派に所属している(ナチス党以外の部外者も含めて)。脱会／除名の場合、議席喪失規定により議員身分は剥奪される。こうした法状況は、ヴァイマル憲法21条に定めるラ

65) Huber, a. a.O., (Fn.63), S. 206.

66) Ibid., S. 207.

67) Meisner u. Kaisenberg, a. a.O., (Fn.58), S. 92.

イヒ議会議員の全国民の代表者制とは異質である。ヴァイマル憲法が機能していた時点では、ライヒ議会議員は、特定の集団に従属した代表者としては行動せず、全国民の代表者たろうとしていた。同 21 条後段に定めるように、議員には自己の良心にのみ従い、委任に拘束されないとする法命題の実現が求められてきた。政党国家的議会主義の下、政党官僚制に議員が依存する場合であっても、各議員は名誉ある義務に基づいて所属政党との関係性に調和を与えてきた<sup>68)</sup>。だが「自由委任は、強制委任によって排除された。今日のライヒ議会では、議員は個人的意見の擁護者ではなく、有権者の一定集団からの代理人でもなく、むしろ議員はナチスによって政治的に代表され、かつ行動する全民族の代表者である。自由委任なのか強制委任なのかの問題は、無用である」<sup>69)</sup>。

そこにある方向性は、代表民主制の根本である「議員の全国民の代表制」、「命令的委任の禁止」、「議員身分・議員特権の保障」を全て取り外し、ナチス支配を貫徹するために、国民とその受容体としての一次元的議会を形成することに向かう。しかも、直接民主制的論理から、「議員の全国民の代表制」を修正する「強制委任／命令的委任」を補完的に導入するという論理を超えて、固有のイデオロギイとしての「民族」概念を下に、「民族委任の受託者」として「民族代表の論理」が構築されている。では、こうした法概念を構成してまで、ライヒ議会の存続を求める理由は、どこにあったのだろうか。

### III. ライヒ議会の使命

ナチスの民意の受容体としてのライヒ議会は、擬似議会としてのみ存続し続けた。1933 年 3 月 24 日に制定された授権法により、立法権は政府に移譲された。ライヒ議会はその法律を自ら制定することによって、国民主権を具現化するという高権を自己の意思に基づき放棄し、国家高権を国民からヒットラー首相の手に委ねた。かつてライヒ議会がもっていた首相不信任決議権、大臣責任の追求権は、今では存在しない<sup>70)</sup>。

では、ライヒ議会の役割とは何であろうか。この点について、フーバーは次の

---

68) Huber, a. a.O., (Fn.63), S. 205f.

69) Ibid., S. 6.

70) Kluge u. Krüger, a. a.O., (Fn.23), S. 238.

ように論じている。「ライヒ議会の任務は、かつての議会制的機能と共通なものはない。新たなライヒ議会は、立法権の担い手でもないし、政府に対する統制機関でもない」<sup>71)</sup>。確かにライヒ議会は授權法定後も法律を制定してきている。しかし、そうした議会の活動もかつての意味における議会制に固有な議決権とは関係をもたない。というのも政府法律 (Regierungsgesetz) であろうと議会制定法律であろうと、法律案は総統より発せられるからである。ライヒ議会は、総統の提案について投票採決によって自己の立場を明らかにするだけである。その際、総統自身から提案されず、少なくとも最初の段階で総統が同意していない法律案が、ライヒ議会において提案され、また議決されるということはありません。というのも、「ライヒ議会は、立法権の固有の担い手ではなく、むしろ議決を通じてドイツ民族の立法者たる総統の意思との合致を表明する」<sup>72)</sup>だけで十分その機能を果たしたからである。

ナチス時代のライヒ議会議事録を通観すると、「拍手 (Beifall)」、「万歳 (ハイル) の叫び声 (Heil-Rufe)」、「勝利万歳 (Sieg Heil!)」という合いの手をいれながら、ライヒ議会議員がこぞって賛意を示している姿が記録されている。確かに、アクラマティオの集積場がライヒ議会であった。フーバーが、ライヒ議会将「総統の意思への公的告白」の場と描き、「総統は、自身と国民との信頼を我が国家本質の不可侵の根本として考えている点を繰り返し明らかにしている。ライヒ議会は、この信頼に生命を与えることに仕えるための一手段である。ライヒ議会は、国民の意思を実質的指導の権威と結びつける一つの憲法制度 (Verfassungseinrichtung) である」<sup>73)</sup>と指摘するのは、当時のライヒ議会の使命を正確に描写しているといわざるを得ない。というのも、ライヒ議会は、ヒットラー演説へのアクラマティオの国立劇場であったことは、事実だからである。

#### 四、小結

フーバートは、ナチス時代におけるライヒ議会は、PO (ナチス党の政治局部

71) Huber, a. a.O., (Fn.63), S. 207.

72) Ibid., S. 208.

73) Ibid., S. 209.



門)、SS (親衛隊)、SA (突撃隊) の構成員により大半が占められていた<sup>74)</sup>と指摘している。もちろん、ライヒ議会議員はそもそもナチス党員でなければ、総統による統一名簿 (Einheitsliste) に登載されることはない。確かに、「党の部外者」も無所属候補者として統一名簿／総統名簿に登載され得るが、それはヒットラー首相の許可の範囲内である。フーバートは、ナチス党員の内、武装実力部隊の幹部たちが議員になっていることに注目している。統一名簿／総統名簿に基づく選挙後に生まれる単一政党議会 (Einparteiparlament) が、議論の場ではなく、全員一致の組織体として機能し続けるためには、武装組織体の構成員が、ライヒ議会議員として院内監視をすることが期待されていたからであろう。反対意見が存在せず、討論もなく、議事規則も廃止され、ゲーリング議長の自由裁量によって議事が進められる。そのライヒ議会の姿は、「議会みたいなもの」であり、これをフーバートは均一化 (uniformiert) された「擬似国民代表 (Pseudo-Volksvertretung)」と名付けた。

この擬似国民代表に化したライヒ議会は、ナチス国家のアクラマティオ機関である。このアクラマティオの意義は、ヒットラー首相の演説・声明について特別な儀式となる枠組みを付与し、ライヒ議会が喝采を節目毎に行う点にある。このようなアクラマティオ機関としてのライヒ議会は、国内外の人々に対しヒットラー首相の支配が「民主的なもの」——その実態は「擬似民主的なもの」なのであるが——として見せつける限りにおいて、その存在意味がある。討論をせず、決定事項の首相演説があり、ライヒ議会議員はこれに賛意を表すために招集され、自己の意思に基づく法律案の審議もしない。

そうしたライヒ議会に対し、ナチス国法学は側面援助を与え続けた。しかしそれは虚像論である。H. ケルゼンが早くも 1920 年代後半に『民主主義の本質と価値 [第 2 版]』(1929 年) において、ナチス擡頭とヨーロッパのファシズム勢力の成長を前にして、次の言葉を残した。「自己欺瞞か阿諛 (Heuchelei) のみが、政党なくしてもデモクラシーは可能であるといつわり信ずることができる。デモクラシーは必然不可避免的に政党国家である」<sup>75)</sup>、「議会主義に対する決定は、

74) Hubert, a. a.O., (Fn.22), S. 358f.

75) ケルゼン 西島芳二訳『デモクラシーの本質と価値』(岩波文庫、1966 年 [改版]) 51 頁。訳文に適宜原文を挿入した。H.Kelsen, Vom Wesen und Wert der Demokra-

同時にデモクラシーに対する決定である」<sup>76)</sup>と語り、「議会主義とは、国民によって、普通平等選挙権の基礎の上に、従って民主主義的に選挙された合議機関によって多数決原理に従い、決定的国家意思を形成 (Bildung des maßgeblichen staatlichen Willens) することである」<sup>77)</sup>。

ナチス国法学は、この論理を自由と民主主義が結合した市民的法治国家の形式とみなし、この形を克服することに全力をあげ、市民的法治国家から全体主義的国家の構築を目指した<sup>78)</sup>。だがその行きつく先は、人類が初めて経験する狂気に満ちた愚者による全体国家の形成であり、最後の段階では人間社会の基盤破壊であった。

おそらくナチス法学を今なお復習する意義は、反代表制・議会制への敵視が、ファシズムを誘引することに気づかせる点にある。同時に、21世紀の最初の世代において独裁・ポピュリズム・運動と動員の萌芽を素早くみつける点にもある。この状況判断を見誤り、無自覚にナチス法学の復習を続けようとするれば、ナチス法学は新しい装いをもって現世に再登場するであろう。

---

tie, 2. Aufl., 1929, S. 20. 但し、ここでは1981年の同書復刻版を利用した(以下、同じ)。なお、同岩波文庫の訳書には新訳版がある。長尾龍一・植田俊太郎訳『民主主義の本質と価値』(岩波文庫、2015年)。

76) 同上・57頁。Ibid., S. 27.

77) 同上・58頁。Ibid., S. 28.

78) 19世紀型ドイツ国法学の伝統である「国家と社会の分離」を克服することに集中したのが、フーバーである。代表的論文として、E.R.Huber, Die Deutsche Staatswissenschaft, in: Zeitschrift für die Gesamte Staatswissenschaft, Bd.95/1,1934., S. 1-65. 特にSS. 27-30. 参照。また、フーバー同様、C.シュミットの弟子であるフォルストホフもヴァイマル憲法の依って立つ「自由民主主義的議会主義」(S. 20.)と「社会の多元主義」(S. 28.)を批判対象にし、「ヴァイマル国家は民族なき国家」(S. 38.)として切り捨てる。引用著作は、E.Forsthoft, Der totale Staat, 1933. ヴァイマル憲法の市民的法治国家、すなわち、個人の自由を確保するために国家を法の柵で囲い尽くすという法治国家論が、ナチス国法学では否定されたが、これに代わる法治国家論が生み出されたかは、評価が定まてはいない。というのも、ナチス法治国家論が生産されたのか、あるいは法治国家論自体がナチス法学によって放逐されたのかが、明確ではないからである。この点については、古賀敬太 佐野誠編『カール・シュミット時事論文集』(風行社、2000年)の第5章「シュミットの法治国家論」及び213頁-219頁の「訳者解説」〔竹島博之執筆〕参照。